

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
 関する基準を定める条例の一部改正(案)について

令和元年度9月定例会
 市民文教委員会・第39号議案
 幼稚園・保育所課／参考資料

- 1 条例趣旨…認可保育所や認定こども園、及び小規模保育事業などの地域型保育事業について、その運営に係る基本事項や利用に係る手続き等について定めたもの
- 2 改正趣旨・概要…特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令）の改正に伴う。
- (1) 現行の給付制度は、認可保育所や認定こども園を利用している子どもが対象となる「子どものための教育・保育給付」だけであり、この給付を受けるためには、市の「支給認定」が必要となる。これに加え、幼稚園や認可外保育所等が対象となる「子育てのための施設等利用給付」が新設され、この給付を受けるためにも、同じく「支給認定」が必要となることから、区分使用するもの。
- (2) 無償化の対象年齢は、満3歳が基準とされ、満3歳未満（本条例では、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子どもをいう。）は、原則、その対象外となることから、区分使用するもの。
- (3) 副食費は無償化の対象外となり、保護者から実費徴収することとなるが、低所得の世帯等に対しては、これを免除するもの。
- (4) 全国的な課題である待機児童対策として、その受け皿の確保につなげるため、地域型保育事業（本市では該当なし）の運営基準を緩和するもの。

3 改正内容の要旨

項目	改正前の主な内容	改正後の主な内容
①前記2(1) 支給認定区分関係	(第2条第1項第9号～11号) ア 支給認定 イ 支給認定保護者 ウ 支給認定子ども	ア <u>教育・保育</u> 支給認定 イ <u>教育・保育</u> 支給認定保護者 ウ <u>教育・保育</u> 支給認定子ども ● 条文全体において置き換え

②前記2(2)・(3) 年齢区分・副食費関係

(第13条第1項)

保育を提供した場合、支給認定保護者から、保育料の支払いを受ける。

- ☛ 0～5歳すべて対象

保育所等は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る）から、保育料の支払いを受ける。

- ☛ 3～5歳は無償となるため、0～2歳が対象

(第13条第4項第3号)

食事の提供（3～5歳の主食）に要する費用を支給認定保護者から受けることができる。

食事の提供に要する費用は教育・保育給付認定保護者から受けることができる。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 満3歳以上教育・保育給付認定子どもの属する世帯で、市町村民税所得割合算額が、次に掲げる金額未満である場合の副食の提供

(ア) 1号認定子ども 77,101円

(イ) 2号認定子ども 57,700円（特定満3歳を除く）

- ☛ 年収換算で、概ね360万円相当以下の世帯の副食費は無償

イ 満3歳以上教育・保育給付認定子どもの属する世帯において子どもが3人以上いる場合で、次に掲げる範囲における副食の提供

(ア) 1号認定こども 小学3年生以下の兄弟の中の第3子以降

(イ) 2号認定こども 小学校就学前の兄弟の中の第3子以降

- ☛ 多子世帯における第3子以降の副食費は無償

ウ 満3歳未満保育認定子どもの食事の提供

- ☛ 0～2歳は、原則、保育料（給食費含む）を徴収するため、食事に係る費用としては受け取らない。

③前記2(4) 特定地域型保育事業関係

(第42条第1項)

特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに係る連携協力(代替保育、卒園後の受入等)を行う幼稚園、保育所等を確保しなければならない。

(第42条第2項・第3項追加)

代替保育の提供において連携施設の確保が困難な場合は、小規模保育事業A型・B型及び事業所内保育事業を連携協力を行う者として認める。

※小規模保育事業所…地域型保育事業のひとつ。定員6～19人、0～2歳児を主として実施

※A型…すべて保育士、B型…1/2以上が保育士

☛ 一定基準を満たす施設を連携施設の対象として拡充

(第42条第4項・第5項追加)

特定地域型保育事業を卒園した後の受皿として連携施設の確保が困難と認められる場合は、利用定員が20名以上である企業主導型保育事業又は市が運営支援等を行っている認可外保育所を連携協力を行う者として認める。

※地域型保育事業…小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で、0～2歳児を主として実施

☛ 一定基準を満たす施設を連携施設の対象として拡充

(第42条第8項追加)

保育所型事業所内保育事業で、満3歳以上を受け入れている事業は、保育士配置基準等が認可保育施設と同等であることから、連携施設の確保を不要とする。

☛ 一定基準を満たす施設は連携施設の確保を不要とする運用緩和

④ その他

法令等引用条項の改正、規定の追加等に伴う条項ずれ及び文言整理によるもの

4 施行日 公布の日から施行する。

《参考》 “特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令”

○附則第1項（施行期日）

令和元年10月1日施行

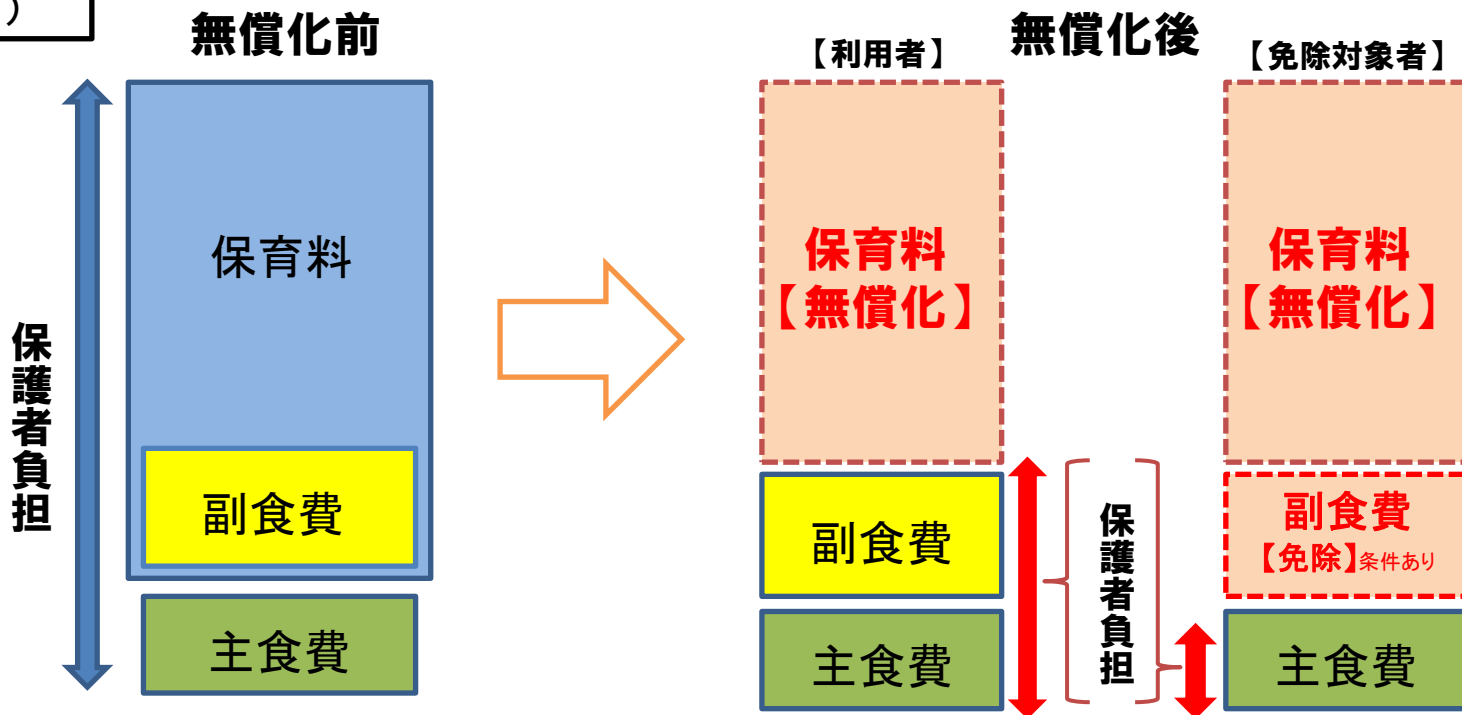
○附則第2項（経過措置）抜粋

この府令の施行日から起算して1年を超えない期間内において、この府令による……新運営基準に従い、……市町村の条例が施行されるまでの間は、新運営基準は、当該市町村の条例で定める基準とみなす。

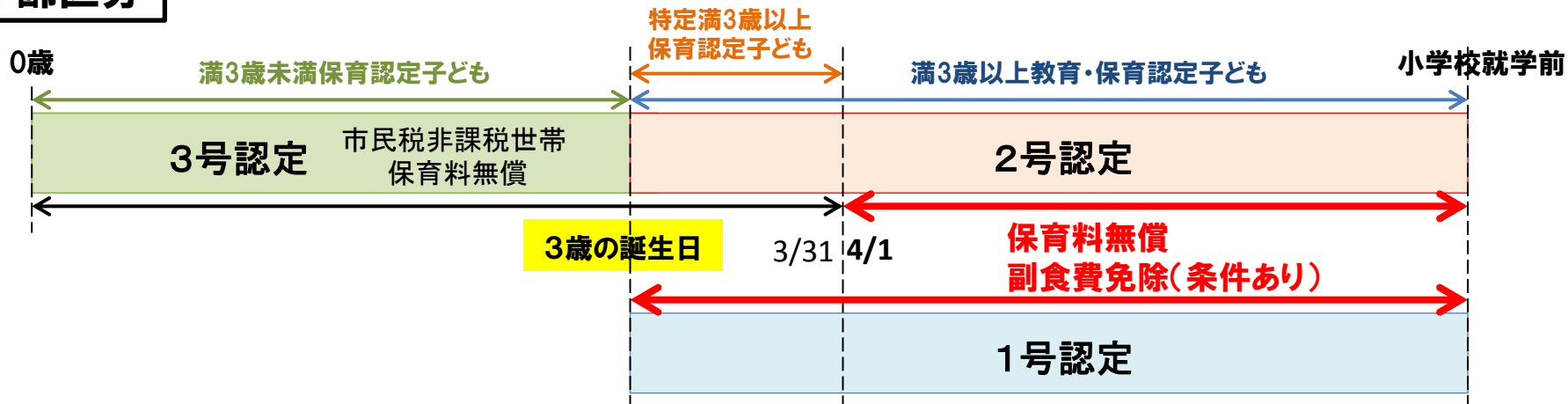
幼児教育・保育の無償化の範囲について

令和元年度9月定例会
市民文教委員会・第39号議案
幼稚園・保育所課／参考資料2

利用料区分 (3～5歳)



年齢区分



平成31年度 舞鶴市利用者負担額(保育料)徴収基準額表(多子世帯特例措置)

舞鶴市内の公立保育所・認可保育園・認定こども園(2号・3号認定)						認定こども園(1号認定)				
階層区分		3歳未満児		3歳以上児		軽減措置	階層区分	3歳以上児	軽減措置	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間					
A	生活保護世帯	¥0	¥0	¥0	¥0	-	第①階層	¥0	-	
B	市町村民税非課税世帯	¥5,500	¥5,500	¥4,000	¥4,000	第2子以降: ¥0	第②階層	¥2,500	第2子以降: ¥0	
C1	市町村民税均等割のみ	¥13,000	¥13,000	¥10,900	¥10,700	第2子: 半額 第3子以降: ¥0	第③階層	③-1	¥4,500	第2子: 半額 第3子以降: ¥0
C2	所得割の額が24,300円未満	¥14,500	¥14,500	¥12,700	¥12,500			③-2	¥6,000	
C3	24,300円～48,600円未満	¥16,500	¥16,500	¥13,900	¥13,700			③-3	¥8,000	
D1	48,600円～55,500円未満	¥18,800	¥18,500	¥16,100	¥15,800			③-4	¥9,000	
D2①	55,500円～57,700円未満	¥20,600	¥20,300	¥17,700	¥17,400			③-5	¥10,000	
D2②	57,700円～62,400円未満	¥20,600	¥20,300	¥17,700	¥17,400	保育園・幼稚園の中で 第2子: 半額 第3子以降: ¥0	第④階層	④-1	¥11,000	小学3年生以下の中で 第2子: 半額 18歳未満の中で 第3子以降: ¥0
D3	62,400円～69,300円未満	¥22,400	¥22,100	¥18,500	¥18,200			④-2	¥12,500	
D4	69,300円～76,200円未満	¥23,000	¥22,600	¥19,300	¥19,000			④-3	¥13,500	
D5①	76,200円～77,101円未満	¥24,800	¥24,400	¥20,300	¥19,900			④-4	¥15,000	
D5②	77,101円～83,100円未満	¥24,800	¥24,400	¥20,300	¥19,900			④-5	¥16,500	
D6	83,100円～90,000円未満	¥26,800	¥26,400	¥21,500	¥21,100			④-6	¥17,500	
D7	90,000円～97,000円未満	¥30,000	¥29,600	¥25,000	¥24,600			④-7	¥19,000	
D8	97,000円～115,000円未満	¥33,900	¥33,400	¥25,600	¥25,200			④-8	¥20,500	
D9	115,000円～133,000円未満	¥37,000	¥36,600	¥27,400	¥27,000		第⑤階層	⑤-1	¥21,500	小学3年生以下の中で 第2子: 半額 第3子以降: ¥0
D10	133,000円～151,000円未満	¥42,000	¥41,600	¥29,700	¥29,200			⑤-2	¥23,000	
D11	151,000円～169,000円未満	¥44,000	¥43,600	¥31,400	¥30,000			⑤-3	¥25,700	
D12	169,000円～211,201円未満	¥49,600	¥48,800	¥32,400	¥30,000					
D13	211,201円～235,000円未満	¥52,600	¥51,800	¥32,800	¥30,000					
D14	301,000円～349,000円未満	¥55,900	¥55,000	¥32,800	¥30,000					
D15	349,000円～397,000円未満	¥59,000	¥58,100	¥32,800	¥30,000					
D16	397,000円以上	¥63,000	¥62,000	¥32,800	¥30,000					

副食費免除

副食費徴収

[A] 年収360万円未満相当【副食費免除】(国)2号、1号(市)私立幼稚園

[B] 年収360万円～年収640万円未満相当で18歳未満の第3子以降【副食費免除】(市)2号

[C] 小学校就学前までまたは小学校3年生以下までで第3子以降【副食費免除】(国)2号、1号(市)私立幼稚園

18歳未満の中で第3子以降: ¥0